

第7編 業務(大月都留広域事務組合ごみ処理場の設置及び管理に関する条例)

○大月都留広域事務組合ごみ処理場の設置及び管理に関する条例

(昭和58年4月1日条例第1号)

改正 昭和63年7月11日条例第4号 平成14年12月1日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、ごみ処理施設及びリサイクル施設の設置と管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大月都留ごみ処理場	大月市初狩町中初狩3274番地

(管理)

第3条 ごみ処理場は常に最良の状態をもって衛生的に維持管理しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約(昭和40年大月都留衛生組合同規約第1号)の一部を改正する規約の施行の日から適用する。

附 則(平成14年12月1日条例第6号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。